

○共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」評価部会細則

平成 28 年 3 月 2 日制定

改正 平成 28. 4. 12 , 令和 2. 4. 20

広島大学原爆放射線医科学研究所長承認

長崎大学原爆後障害医療研究所長承認

福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長承認

共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」評価部会細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営内規(平成 28 年 2 月 17 日制定)第 8 条第 2 項の規定に基づき、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」評価部会(以下「部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 部会は、次に掲げる部会員で組織する。

- (1) 広島大学原爆放射線医科学研究所長(拠点本部長)
- (2) 長崎大学原爆後障害医療研究所長(拠点副本部長)
- (3) 福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長(拠点副本部長)
- (4) 各研究所・センターから推薦のあった者 1 人
- (5) その他拠点本部長が必要と認めた者若干人

2 部会員は、拠点本部長が委嘱する。

3 部会員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に委嘱することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に委嘱された場合の任期は、その委嘱の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第 1 項第 4 号及び第 5 号の部会員の再任は、妨げない。

(審議事項)

第 3 条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検評価に関する事項
- (2) 外部評価に関する事項
- (3) その他評価に関する事項

(会議)

第 4 条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、第 2 条第 1 項第 1 号の部会員を充てる。

3 部会長は、部会を招集する。

4 部会長は、部会の議長となる。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(意見聴取)

第 5 条 部会は、必要があると認めたときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見を

聴取することができる。

(事務)

第6条 部会の事務は、広島大学霞地区運営支援部において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和2年4月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。